1

目 次

### 則

○福島県税条例施行規則の一部を改正する規則 規

○福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免

除に関する条例施行規則

### 規 則

除区域等における県税の課税免除に関する条例施行規則をここに公布する。 福島県税条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県企業立地促進区域及び避難解 平成二十五年七月九日

雄

平

## 福島県知事 佐 藤

# 福島県規則第五十六号

福

# 福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

正する。 福島県税条例施行規則 (昭和二十九年福島県規則第六十一号)の一部を次のように改

バス事業者」に改める。 第百四十一条第一項中 「及び附則第十条の六」を削り、 「地方バス事業者」を「乗合

中 様式備考1注(3)を削り、 第百二十七号の四様式備考1中「岜方バス事業者」を「乗合バス事業者」に改め、 「(4)」を「(3)」に改め、同様式備考1注5を同様式備考1注4とする。 同様式備考1注4を同様式備考1注3とし、同様式備考1注5 同

この規則は、 公布の日から施行する。

税

務

課

# 福島県規則第五十七号

福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関

## する条例施行規則

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

第一号とし、 成二十五年福島県条例第五十三号)第五条に規定する規則で定める様式の申請書は様式 福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例 同条例第六条第二項に規定する規則で定める様式の申請書は様式第二号と 宷

#### 附 則

する。

この規則は、 公布の日から施行する。

#### 様式第1号

(その1)

平成25年7月9日 火曜日

個人事業税課税免除申請書												
	区分			也促進区域 注区域等	事業	内容①				>	<b>%</b> F—	
課税免除の要件	新(増)				也施設等了	スは復興	!再			<b>,</b>		
	新(増)			る企業立均 3)	!再							
, 学 件				る企業立たの用に供し	<b>興</b> 再			年	月 日			
				る企業立 西額の合言	<b>興</b> 再				円			
	年度 現・過 納期 定期分・											
課税免	<b>i</b>	畐島.	県内分	テ (ア)	左のうり	ち課税免		分 イ)	〔参考〕 差引納6	円   ・ 随時分   (参考]   差引納付額((ア)-(イ))   (ウ)   概率 税額   円   100   解除区域等における県		
課税免除申請額⑤	課税標準額	看	说率	税額	課 税 標準額	税率	税額		課税標準額	 税率	税額	
	Щ	-	100	円	円	100		円	円	100	円	
上記の県税について、福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例第 条の規定による課税免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。												
	年	月		日								
福,	島県		地方	振興局長		主 所 名 電 話			局	番		

#### 添付書類

1 付表 1 固定資産明細書

平成25年7月9日 火曜日

- 2 付表 2 課税免除申請額の計算書
- 3 付表 3 課税免除の比率の計算書
- 4 課税免除に係る企業立地施設等又は復興再生施設等全体の見取図(配置図を 含む。)
- 5 福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第20条第3項の規定に基づ く認定書の写し(企業立地促進区域に係る申請に限る。)
- 6 その他参考となる書類

- 1 「区分」欄は、該当する区分を○で囲むこと。
- 2 ①欄は、区分欄が企業立地促進区域である場合のみ、認定された避難解除等 区域復興再生推進事業実施計画における事業の名称を記載すること。
- 3 ※印の欄は、記載しないこと。
- 4 ②欄は、付表1の企業立地施設等又は復興再生施設等を設置する住所を全て 記載すること。
- 5 ③欄は、付表1の企業立地施設等又は復興再生施設等の種類のうち、主要な ものについて記載すること。
- 6 ④欄は、付表1の取得価額の合計額を記載すること。
- 7 ⑤欄は、次により記載すること。
  - (1) 「福島県内分(ア)」欄は、付表2の「福島県内分」の「課税標準額」 の項及び「税額」の項から、確定申告にあっては「確定申告②」欄、修正 申告にあっては「差引③」欄の額をそれぞれ記載すること。
  - (2) 「左のうち課税免除等分(イ)」欄は、付表2の「課税免除分」の「課税標準額」の項及び「税額」の項から、確定申告にあっては「確定申告②」欄、修正申告にあっては「差引③」欄の額をそれぞれ記載すること。ただし、付表2を2以上添付するときは、その合計額を記載すること。
  - (3) 「〔参考〕差引納付額(ウ)」欄は、課税標準額にあっては(ア)から(イ)を差し引いた額を記載し、税額にあっては課税標準額に税率を乗じて算出した額(100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。)を記載すること。

福島県

地方振興局長

(その	)2)												
			差	去人事	業税課税免	免除申請	書						
	区	<del>-</del> →	業立地促進区 難解除区域等		事業内容(	D				<b>*</b>			
課税	新施設	(増) 設 役等の所	に係る企業立 在地②										
免除の		(増) 設 役等の種	に係る企業立類(3)										
- 要件	新	(増) 設	に係る企業立				年	 月	日				
	新(	増)設に	業の用に供し 係る企業立地 価額の合計額	再生施						円			
			価額の合計額 年	<u>争</u> 月	日から	由生	     マハ		T#: 🖶		<b>松</b> :		
	尹;	業年度	年	月	日まで	申告	<u> </u>		確定		修]	差引	
課税免		区分			福島県内	福島県内分 (ア)		左のうち課税 免除等分(イ)			納付額((ア) -(イ)) (ウ)		
					課 税標準額	税額	課 標準額		税額	課標準	税額	税額	
		年4007 額	万円以下の金		円	円	-	円	円		円	円	
課税免除申請額⑤	所得金額	年400万 800万F	5円を超え年 円以下の金額										
額 ⑤		金額又	5円を超える は軽減税率 法人の金額										
		計											
	収力	収入金額											
		合	計										
前回	まで	の計⑥											
差引	額計	(5)-(	3) 7										
の課	上記の県税について、福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税 の課税免除に関する条例第 条の規定による課税免除を受けたいので、関係書類 を添えて申請します。												
		年	月日										
	申請者 所在地 法人の名称 代表者氏名 (印) (この申請に係る担当者の氏名) 電話 局 番												

#### 添付書類

1 付表 1 固定資産明細書

平成25年7月9日 火曜日

- 2 付表 2 課税免除申請額の計算書
- 3 付表3 課税免除の比率の計算書
- 4 課税免除に係る企業立地施設等又は復興再生施設等全体の見取図(配置図を 含む。)
- 5 法人税法施行規則 (昭和40年大蔵省令第12号) 別表16 「減価償却資産の償却 額の計算に関する明細書」の写し
- 6 福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第20条第3項の規定に基づ く認定書の写し(企業立地促進区域に係る申請に限る。)
- 7 その他参考となる書類

- 1 「区分」欄は、該当する区分を○で囲むこと。
- 2 ①欄は、区分欄が企業立地促進区域である場合のみ、認定された避難解除等 区域復興再生推進事業実施計画における事業の名称を記載すること。
- 3 ※印の欄は、記載しないこと。
- 4 ②欄は、付表1の企業立地施設等又は復興再生施設等を設置する住所を全て 記載すること。
- 5 ③欄は、付表1の企業立地施設等又は復興再生施設等の種類のうち、主要な ものについて記載すること。
- 6 ④欄は、付表1の取得価額の合計額を記載すること。
- 7 ⑤欄は、次により記載すること。
  - (1) 「福島県内分(ア)」欄は、付表2の「福島県内分」の「課税標準額」 の項及び「税額」の項から、確定申告にあっては「確定申告②」欄、修正 申告にあっては「差引③」欄の額をそれぞれ記載すること。
  - (2) 「左のうち課税免除等分(イ)」欄は、付表2の「課税免除分」の「課税標準額」の項及び「税額」の項から、確定申告にあっては「確定申告②」欄、修正申告にあっては「差引③」欄の額をそれぞれ記載すること。ただし、付表2を2以上添付するときは、その合計額を記載すること。
  - (3) 「〔参考〕差引納付額(ウ)」欄は、課税標準額にあっては(ア)から(イ)を差し引いた額を記載し、税額にあっては課税標準額に税率を乗じて算出した額(それぞれの税率区分ごとに100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。)を記載すること。
- 8 ⑥⑦の欄は、修正申告の場合についてのみ記載すること。

(その3)

平成25年7月9日 火曜日

( ( 0 ) (		不動	産取得	脱・固定	資産税	(大規模	の償却資	(産)	課税	免除日	申請	<u></u> 書	
課税免除の要件	区	分		工地促進	1							<b>%</b> F—	
				係る企業 得価額の		i設等又は i②	復興再						円
課税免除を受けようとする	Í	<b>下度</b> フ	又は事業	<b>美年度</b>					年年	月月		から まで	
	土	所在地・地番			地目	面積	取 得年月日		取価	得 額	l .	物の建設 手月日	设着
	地③					m <sup>2</sup>	年 月	日		円		年月	日
							年 月	日				年月	日
くけよう	-		E地・ 是番号	構造	用途	延 ベ 床面積	取 彳 年月1	导日	取価	得 額		業の用 た年月日	
とする						$m^2$	年 月	田		円		年月	日
不固	家屋④						年 月	日				年月	日
動産資							年 月	日				年月	日
得産							年 月	日				年月	月日
税税	償		設備の種類			数量		取 得 年月日		得 額		業の用 た年月日	
	却資産						年 月	日		円		年月	日
	5						年 月	日				年月	日
上記	のり	具税(	こついて	て、福島	県企業	立地促進	区域及び	が避糞	惟解除	区域	等に	おける	県税

上記の県税について、福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例第 条の規定による課税免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

EI

(この申請に係る担当者の氏名)

電話 局 番

福島県 地方振興局長

#### 添付書類

- 1 付表 1 固定資産明細書
- 2 見取図(課税免除の対象となる不動産が明示されているもの)
- 3 福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第20条第3項の規定に基づ く認定書の写し(企業立地促進区域に係る申請に限る。)
- 4 その他参考となる書類

- 1 「区分」欄は、該当する区分を○で囲むこと。
- 2 ①欄は、区分欄が企業立地促進区域である場合のみ、認定された避難解除等 区域復興再生推進事業実施計画における事業の名称を記載すること。
- 3 ※印の欄は、記載しないこと。
- 4 ②欄は、付表1の取得価額の合計額を記載すること。
- 5 ③欄は、④欄の家屋及び⑤欄の償却資産の敷地について記載すること。
- 6 ④⑤の欄は、付表1の企業立地施設等又は復興再生施設等について記載する こと。

付表 1

#### 固定資産明細書

	企業立地施設等又は復興再生施設等			減価償 却開始	取得価額	帳簿価額	耐用年数	※ 決定価格	摘要
種類	細目	数量	年月日	年月日	円	円	午奴	円	
<b></b>	J	l	<b>!</b>	h	l	······			hJ
				~~~~		~~~~~			

- 1 「企業立地施設等」とは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に 関する法律(平成23年法律第29号)第10条の2の2第1項、第17条の2の2第1項、 又は第25条の2の2第1項に規定する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構 築物のうち、事業の用に供されているものをいう。
- 2 「復興再生施設等」とは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に 関する法律第10条の2の3第1項、第17条の2の3第1項、又は第25条の2の3第1 項に規定する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、事業の用に 供されているものをいう。
- 3 「※決定価格」欄は、記載しないこと。

付表 2

		課税免除由	=請額の計算	圭		事業年度 ・・~・・					
		וי אלום לם לואאן	111111111111111111111111111111111111111			比 率	新(増)	設 年			
						福島県	内分	課税免	色除分		
区分						課 税標準額	税額	課 税 標準額	税額		
		年400万円以	(下の金額			円	円	円	円		
	所得	年400万円を 以下の金額	を超え年800	万円							
修正申告	金額		と超える金額 適用法人の金								
告 ①		(個人の	計 の所得金額)								
	収	入	金	額	$\frac{0.7}{100}$						
		合	計								
		年400万円以	人下の金額								
	所得。	年400万円 以下の金額	を超え年800	万円							
確定申告	金額		と超える金額 適用法人の金								
2		(個人	計 の所得金額)								
	収	入	金	額	$\frac{0.7}{100}$						
		合	計								
		年400万円以	以下の金額								
差引	所得金	年400万円 以下の金額	を超え年800	万円							
3	金額		を超える金額 適用法人の金								
(1)—(2)		(個人	計 の所得金額)								
))	収	入	金	額	<u>0.7</u> 100						
		合	計								

- 1 この表は、付表3で算出した比率ごとに記載すること。
- 2 「比率」欄は、該当する適用年度( $1 \sim 5$ 年度)を記載し、上記1の比率を記載すること。
- 3 「課税免除分」の項は、福島県内分課税標準額に比率を乗じて課税免除分課税標準額(1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。)を算出し、これに税率を乗じて課税免除分税額を算出すること。
- 4 「福島県内分」及び「課税免除分」の項の税額は、端数処理をしないこと。
- 5 確定申告分について課税免除を受けようとする場合は、②の欄のみに記載すること。
- 6 修正申告分について課税免除を受けようとする場合は、①②③の欄の全てに記載 すること。
- 7 この申請書が個人事業税に係るものである場合には、「計(個人の所得金額)」の 欄に記載すること。

付表3

課税
脱免
深
740
が
計
算書

掛						<del>(</del>	- E	<u> </u>	 Z	媽	書				<u></u>		
新 増 設	当期分	その毎			新増設			新増設			新増設			新増設	期新(増)設		X
年目 (エ) (ア)+(イ)+(ケ)+(エ)+(オ)+(カ)	$\frac{(\mathcal{T}) + (\mathcal{I}) + (\mathcal{I}) + (\mathcal{I}) + (\mathcal{I}) + (\mathcal{I}) + (\mathcal{I}) + (\mathcal{I})}{(\mathcal{T})}$	0の従業者数	年 月 日	十 ~ 二	年目	年 月 日	# ~	年目	年 月 日	> 3	年 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年目	当期新(増)設設備に係る従業者数		<b>\(\frac{1}{2}\)</b>
$(\pi)$	$(\pi)+(\pi)$															:朱 正朱	選事     
新増設	新増設															<b>月</b> 月 月	-
年目 (ア)・	年目 (ア)-															正 <sub>米</sub>	年
$(\tau) + (\tau) $	$\frac{1}{(\mathcal{T}) + (\mathcal{I}) + (\mathcal{I}) + (\mathcal{I}) + (\mathcal{I}) + (\mathcal{I}) + (\mathcal{I})}$															E 足 大 足 大	Я
( <del>1</del> ) + ( <del>1</del> )	(4)															L 供	~ 年
( <del>1</del> / <del>2</del>	$(\pi)+(\pi)$															正朱 正朱	ļ. H
	新増設															正朱	
	年 月															<b>工</b> <b>工</b> <b>工</b>	-
	)+(1)+(															<u> </u>	-
	$(\tau) + (\tau) + (\tau) + (\tau) + (\tau) + (\tau) + (\tau)$	(カ)			(*)			(H)			(ウ)			2		後の数	分割基準計算

福

4

 $\omega$ 

 $\sim$ 

## 記載上の注意

- 係る従業者の数を記載すること。 (善) 設設備に係る従業者数」 欄は、 当該新設し、又は増設した施設又は設備のうち企業立地施設等又は復興再生施設等に
- 定する従業者以外の従業者の数を記載すること。 「その他の従業者数」欄は、当該施設又は設備を新設し、 又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の従業者のうち、
- 「分割基準計算後の数((ア)~(カ))」欄は、次により算出した数値を記載するこ
- より、ア及びウ又はイ及びウに該当する場合にはウによること。 事業年度 (年) の末日現在における従業者数。ただし、次に掲げる場合はそれぞれの数値とし、 ア及びイに該当する場合にはイに

°

- A
- 事業年度(年)の中途で企業立地施設等又は復興再生施設等が新(増)設された場合の従業者数 =事業年度(年)末日現在の従業者数×<u>新</u>(増)設された日から事業年度(年)の末日までの月数
- 7 事業年度 - 廃棄、 (年)の中途で新 売却等された月の前月末現在の従業者数× 廃棄、 (趙) 設企業立地施設等又は復興再生施設等が廃棄、売却等された場合の従業者 売却等された日 までの月数 (年) の月

事業年度

- 7 事業年度に属する各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える場合の従業者数 事業年度(年)の各月の末日現在の従業者数を合計した数 事業年度 (年) の月数
- の月数

事業年 (年)

- 上記計算において、1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。 月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは切り上げる。 資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の工場である事務所又は事業所にあっては、(1)によりに に当該数値(当該数値が奇数である場合には、当該数値に1を加えた数値)の2分の1に相当する数値を加えた数値
- £ 3 2 た。 額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の工場である事務所又は事業所にあっては、(1)により算出した数値 (当該数値が奇数である場合には、当該数値に1を加えた数値)の2分の1に相当する数値を加えた数値を記載するこ
- 擀 (善) 設のあった事業年度ごとに算出し、小数点以下第4位を4捨5入して記載すること

#### 様式第2号

納期限延長申請書												
並 (上始) ≒几→2	住所又は所在地											
新(増)設者	氏名又は名称及 び代表者氏名	青色申告者 又は連結申 告法人の別				業種						
新(増)設家屋の	取得年月日		年	月		B						
敷地となる土地	表示											
新(増)設家屋の類	建設着手予定年月日		年	月		日						
不動産取得税の税物	Į	年度				円						
本来の納期限	年 月 日	延長を要する期間	納期限			日まで						

上記の土地に係る不動産取得税については、福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例第 条の規定の適用があるものと考えられますので、同条例第6条第1項の規定により、当該不動産取得税の納期限を延長してください。

年 月 日

申請者 住所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 (この申請に係る担当者の氏名)

電話

局

番

(EII)

福島県 地方振興局長

(税 務

課)

リサイクル適性 (A) この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。